

授業料免除を申請する方へ

2019年度 授業料免除申請の主な変更点について

1. 前半期、後半期一括申請について

前半期、後半期ともに申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更（予定）がない場合等、一定条件を満たす申請者については、前半期、後半期一括申請を認めることとします。

（但し、一括申請が認められても、後半期分の申請期間に追加提出が必要な書類があります。

一括申請に必要な条件や追加提出が必要な書類については、申請要領でよく確認をしてください。

なお、授業料免除の選考は前半期分、後半期分の各半期で行います。従って、前半期分と後半期分で免除の結果が異なることがあります。）

2. 総所得金額算定の基準日について

総所得金額算定の基準日を前半期分申請においては4月1日、後半期分申請においては10月1日とします。（但し、4月・10月中の新入学は、4月1日・10月1日として、4月の新たな就職は、4月1日開始として扱ってください。）

3. 同一生計内の所得金額について

同一生計内の総所得金額は、本人及び父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）のみについて、1年間の総所得金額を算出することとします。そのため、同居している家族のうち、家計支持者でない祖父母・兄弟・伯父等の収入に関する源泉徴収票等および所得・課税証明書は、提出不要となります。

4. 臨時所得について

臨時的な所得（退職金、保険金、資産の譲渡による所得および山林所得のように、その年度そのとき限りの性質をもつ収入）は、総収入金額から除くこととします。

5. 主たる家計支持者別居の特別控除について

主たる家計支持者が別居のため特別に支出している金額は、特別控除から除くこととします。

6. 日本学生支援機構の給付奨学金が授業料免除申請時に提出を必要とする書類について

日本学生支援機構の給付奨学金を受給している方が、授業料免除申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書」、「家庭状況調書」、「給付奨学生証」（写）*及び（授業料免除）結果通知用封筒（84円分の切手を貼付）とし、その他は提出不要とします。詳細は、申請要領で確認をしてください。

*（新入生は、入学時に「採用候補者決定通知」（写）を提出し、後日「給付奨学生証」（写）を追加提出するようになります。）

7. 「平成30年7月豪雨」, 「北海道胆振東部地震」により家計支持者が被災した場合の申請について

「平成30年7月豪雨」, 「北海道胆振東部地震」により, 家計支持者が被災し, 被災状況が半壊以上であった世帯については, 家計評価額の算出において, 特別控除により, 総収入額を控除します。

該当する方が申請時に提出を必要とする書類は, 「授業料免除申請書」, 「家庭状況調書」, 「(半壊以上の記載がある) 罹災証明書」(写) 及び (授業料免除) 結果通知用封筒 (84円分の切手を貼付) とします。詳細は, 申請要領で確認をしてください。

※ 被災後1年を超える申請となった場合は, 学力基準が適用されます。

※ 前後半期一括で申請をしてください。

8. 長期療養費 (特別控除) に係る様式の変更について (様式10: 「療養費証明書」)

「長期療養者のいる世帯」の特別控除の様式が変更になり, 病院・施設・薬局等に願い出て記入をしてもらい, 証明を受けたものを提出していただくようになります。証明を受けた場合は, 医療費に関して診断書・領収書の提出は不要です。証明を受けられなかった場合は, 自身で「療養費証明書」の所定欄に記入をし, 診断書(原本)と領収書(写)を併せて提出してください。

※ 長期療養費の特別控除を申請する場合は, 前後半期一括申請はできません。

※ 領収書(写)を提出する場合は, A4サイズの紙へ貼付し, 控除対象となる金額の計を記入してください。